

入間市上水道配水管布設工事共通仕様書

入間市上下水道部

第一章 適用

- (1) この入間市上水道配水管布設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、上下水道部が発注する工事に適用する。
- (2) この共通仕様書に規定する事項以外は、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】、工事特記仕様書、工事施工全般についての注意事項、水道工事に係わる事務手引を適用する。

第二章 総則

- (1) 本工事は、本仕様書、設計書、及び添付図面によって施工するものとするが、水道土木工事の常法に照らし、完全な工事を施工するものとする。
- (2) 本仕様書、設計書及び図面に明示がなくとも施工上必要な事項があるときは、受注者は本市の指示に従い異議なくこれを施工しなければならない。
- (3) 本仕様書、設計書に疑義を生じた場合は、すべて本市の解釈に従うものとする。
- (4) 本工事に従事する者は、すべて優秀な技術者及び労働者でなければならない。ただし、本市が工事施工上不適当と認めた者に対しては、交代を命ずることがある。
- (5) 本工事従事中受注者の負担をもって一切を処理しなければならない。
- (6) 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業との調整、協議及び現地立会い等を行い工事に支障のないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模及び位置等をあらかじめ試掘その他により確認しなければならない。
- (8) 材料及び工事の検査並びに工事施工に伴う測量、調査、試験、試掘及び諸手続き等に必要な費用はすべて受注者の負担とする。
- (9) 受注者は、工事施工中、既設建造物及び植木等に損傷を及ぼさないように十分注意し施工しなければならない。
- (10) 本市の都合により、一時工事を中止し、あるいは一部変更が生ずる場合は受注者と協議のうえこれを定める。
- (11) 工事の作業時間は、本市の定めるところによる。ただし、本市において必要と認めた場合は夜間作業を命ずることがある。この場合、照明等その他危害予防には万全を期するものとする。
- (12) 本工事の施工にあたっては、必ず諸標識（工事予告標識、工事中、片側通行及び迂回路等）を立てて実施すること。
- (13) 受注者は工事のため、本市職員又は第三者に損害を与えた時は、賠償の責を負わなければならない。ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は別途協議するものとする。
- (14) 受注者の使用する労務者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、本市は一切その責を負わない。
- (15) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し承認を受けなければならない。なお、監督員がその他の項目につい

て補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。この他、監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

(16) 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

第三章 材料

- (1) 本工事に使用する材料は、日本工業規格(JIS)、日本規格(JES)及び日本水道協会認定品(JWWA)とし、使用材料承認願いを提出し承認を得なければならない。規格及び認定品以外の材料使用については、使用材料承認願いを提出し承認を得た後、材料検査願いを提出し検査を受けなければならない。
- (2) 本工事に使用する材料が、市支給材料の場合においては監督員に受領書を提出し検査を受けなければならない。
- (3) 消火栓及び仕切弁取付用ゴムパッキンは LSP 型 (芯金入) とし、ボルト、ナットは SUS304 とする。
- (4) ボルト、ナットは、継ぎ手用規格品であって、合金等防食処理を施したものであること。
- (5) 埋戻し材料についての基準は、以下のとおりとする。
 - ① 復旧材料の砂は再生砂を使用する。
 - ② 復旧材料の再生切込砕石は RC-40 を使用する。
 - ③ 復旧材料の再生粒調砕石は RM-30 又は RM-40 を使用する。
- (6) 仮設レンタル管は鋼管及びステンレス管を使用する。その他、材料を使用するときは監督員と協議すること。
- (7) 普通押輪、特殊押輪に使用するボルトは合金ボルトとする。ただし、消火栓フランジ部については、従来どおりステンレスボルトとする。(VS 及び VC ジョイントについても合金ボルトを使用する。)
- (8) 給水取り出しについては、ステンレス波状管、ステンレス製サドル付分水栓並びに密着コア、防食フィルムを使用すること。
- (9) ダクタイル鋳鉄管の内面は、エポキシ樹脂粉体塗装とする。
ポリエチレン管については、高密度ポリエチレン管とする。
- (10) ポリエチレンスリーブの取り扱い基準は、以下のとおりとする。
 - ① ポリエチレンスリーブは、全ての配管 (ダクタイル鋳鉄管及び鋼管等) に装着すること。
 - ② ポリエチレンスリーブの固定は、専用のゴムバンドを使用すること。
 - ③ 被覆に用いるポリエチレンスリーブ、防食用ビニル粘着テープ、固定用ゴムバンド、締め具には JWWA K158 (水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ) の規定に適合した品質のものを使用する。
 - ④ ポリエチレンスリーブは紛体塗装管の表示がされたものを使用する。
 - ⑤ HPPE 管の場合、土壌汚染が見込まれる場所や付近にガソリンスタンド等がある場合については、溶剤浸透を防ぐスリーブを施工する必要があるため、施工前に監督員と協議すること。

- (11) HPPE 管の保存は屋内保存を原則とし、屋外保存する場合はシートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しの良い場所で保存を行い、材料が変形変色および劣化しないように注意すること。

※配水用ポリエチレンパイプシステム協会施工マニュアル P35 を参照すること。

第四章 施工

- (1) 掘削工を完了した場合は監督員の確認若しくはスタッフ等により規定掘削深を確認できるように写真撮影をしなければならない。その後クレーン付トラック等により管を吊り下げ、管に損傷を与えないように配管しなければならない。
- (2) 民家等の出入り箇所には必ず栈橋又は歩板等を架け、その出入りを妨げないように注意すること。また、架設後に当該住居人の承諾を受けること。
- (3) 曲管、丁字管、仕切弁及び管末部分には市の指示により、木杭と番線又はコンクリートで防護すること。
- (4) 掘削後は、通行に支障のないよう速やかに埋め戻し、舗装道路の場合は即日仮舗装を行うこと。本復旧工事については、十分な転圧期間をとり行うこと。
- (5) 管明示シートは、埋設管の新設及び修繕の際に設置することとし、管上 30 cm を基準とする。ただし、浅層埋設の場合には、路盤の下に設置するものとする。

第五章 完成検査

- (1) 受注者は配管完了後、監督員の立会いのもとに水圧検査及び水質確認を行い承認を受け、「水圧検査及び水質確認結果報告書」により適宜報告すること。
- ① 水圧検査の試験水圧は 0.75Mpa とし 30 分間保持すること。
※HPPE 管の場合、配水用ポリエチレンパイプシステム協会のマニュアル P42 を参照すること。
- ② 水質確認は「臭い」「色」「濁り」「異物」の 4 つの項目について行う。
- (2) 受注者は工事完了後、工事竣工図及び工事写真等の書類を提出し速やかに完成検査を受けること。
- ① 工事竣工図
竣工図作成要領に準ずる。
- ② 工事写真
水道工事写真作成要領に準ずる。
- ③ 舗装復旧がある場合は、出来高数量を示した図書を市監督員に提出すること。
- (3) 検査のため変質変形、消耗又は損傷したことによる損失はすべて受注者の負担とする。
- (4) 受注者は本市の行う検査に立会わなければならない。
- (5) 検査に合格しない場合は、本市の指示に従い工事の全部又は一部につき、直ちに補修又は改造し再検査を受けなければならない。
- (6) 工事完成後といえども通水後 1 カ年は受注工事に起因する不備な点を発見した場合は、完全な補修の責を負うものとする。ただし、舗装及び施設構造物その他これに類するものは 2 カ年間とする。